

芸西村物資配送マニュアル作成業務

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は芸西村(以下、「発注者」という。)が実施する「物資配送マニュアル作成業務」(以下、「本業務」という。)について、受託者(以下「受注者」という。)が実施しなければならない検討内容等を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、想定される南海トラフ地震において被災者に迅速かつ確実に支援物資を届けられるよう物資配送計画を策定するとともに各避難所及び配送拠点における物資配送マニュアルを作成することを目的とする。

(法令等の遵守)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令・計画等を遵守しなければならない。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (6) 大規模地震対策特別措置法
- (7) 大規模災害から復興に関する法律
- (8) 避難場所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- (9) 高知県地域防災計画
- (10) 高知県道路啓開計画
- (11) 高知県南海トラフ地震応急対策活動要領
- (12) 高知県物資配送計画
- (13) 支援物資物流の手引き
- (14) 芸西村地域防災計画
- (15) 芸西村応急期機能配置計画
- (16) その他関係法令、条例、ガイドライン等

(業務対象)

第4条 本業務は、芸西村全域を対象とする。

(業務の指示及び監督)

第5条 本業務の「受注者」は、業務の実施にあたり、委託契約書に基づき「発注者」が別に定める監督員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(提出書類)

第6条 「受注者」は、業務の着手にあたり下記の書類を提出し、「発注者」の承認を受けるものとする。

1. 業務委託実施計画書
2. 着手届
3. 管理技術者届
4. その他必要書類

(疑義等)

第7条 本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合については、速やかに「発注者」と「受注者」の協議の上決定する。

(貸与資料)

第8条 「受注者」は、業務に必要な関係資料を「発注者」から所定の手続きを経て借用し、業務完了後、速やかに返還するものとする。

(守秘義務)

第9条 「受注者」は、業務上知り得た事実を他に漏らしてはならない。また、調査結果についても「発注者」の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。

(工期)

第10条 本業務の履行期限は、契約締結の翌日から令和4年3月18日までとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 本業務の概要は下記のとおりとする。

1. 打合せ協議
2. 資料収集整理
3. 物資配送計画策定
4. 物資配送マニュアル作成

(打合せ協議)

第12条 打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ(2回)、成果品納入時の計4回を原則とするが、作業の進捗状況に応じて、適宜行うものとする。

(資料収集整理)

第13条 「受注者」は、高知県で定められた上位計画や被害想定等の関連する資料及び配送拠点・避難所に関する資料の収集を行い、芸西村内の状況を把握すると共に必要に応じて電子データを作成するものとする。

(物資配送計画策定)

第14条 「受注者」は上記で収集した資料を基に、内容検討を行ったうえ、物資配送計画を策定するものとする。

対象施設

番号	施設名称	住所
1	芸西中学校校舎・体育館・備蓄倉庫	和食甲 2262
2	芸西村民体育館・芸西村の家・柔剣道場	和食甲 4525
3	芸西村民会館	和食甲 1262
4	老人福祉センター	和食甲 1290
5	長谷寄ふれあいセンター	西分甲 2202-1
6	琴ヶ浜ふれあいセンター	和食甲 84-1
7	地域交流センター	和食甲 2462
8	馬ノ上ふれあいセンター	馬ノ上 1201
9	馬ノ上防災拠点施設	馬ノ上 1320-5
10	和食防災拠点施設	和食甲 1240
11	和食津波避難施設	和食甲 210-1
12	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上 3481-4
13	ロイヤルホテル土佐	西分甲 2995
14	Kochi 黒潮カントリークラブ	西分甲 5207
15	ウエルプラザ洋寿荘	西分乙 297
16	リゾートヒルやわらぎ	和食甲 4249

1. 物資拠点の状況整理

物資配送に係る施設（避難所含む）について、以下の項目について整理し、取りまとめを行うこと。

【調査項目】

- ・施設名称
- ・住所（緯度経度も含む）
- ・施設所有者
- ・施設管理者
- ・電話、FAX等の連絡手段及び連絡先
- ・耐震性の有無
- ・津波浸水の有無及び土砂災害危険箇所であるか否か
- ・屋根の有無
- ・搬入口の状況
- ・施設面積（屋内施設の面積及び駐車場等の屋外面積）
- ・屋内施設の床の状況（例：コンクリート舗装、土、体育館等）及び耐荷重（体育館等であれば、500 kg/m²等）
- ・非常用電源の有無
- ・施設へ進入する入口の状況（幅員、ゲート等の高さ、道路の起伏の有無など、4 tトラックが進入する際に支障となる事項の整理）
- ・その他必要な事項

2. 物資の受入量と避難所への配送量の設定

配送数量は、「高知県物資配送計画（基本方針）」に記載された市町村ごとの物資の種類及び数量とし、避難所への配送量は、各フェーズにおいて応急期機能配置計画での想定する避難者数から必要量を算出すること。

3. 物資配送ルートの設定

「高知県道路啓開計画」を参考に、物資拠点から配送先となる避難所等までの配送ルートを以下の内容を調査したうえで設定すること。なお、浸水想定箇所については想定される浸水時間を考慮するものとする。

- ・既存の道路幅員・舗装種別・埋設物の状況
- ・法面、盛土の状況

なお、備蓄倉庫から避難所までの経路も合わせて調査を行い、発災後の問題点を明らかにし、解決策を検討すること。

4. 必要車両数の試算

物資配送に必要な車両数を算定する。配送する車両については、2 tトラック又は軽トラックをベースとし、配送順を各フェーズに応じて検討すること。

なお、調査において陸路での配送が困難と想定される箇所については、個別に中継地を設定するなど配送方法の検討を行うこと。

5. 避難所等へ配送するための所要時間の算定

荷役作業時間や配送ルート、配送車両数などから、物資拠点（備蓄倉庫含む）か

ら避難所等までの配送所要時間を算定すること。

6. 配置資機材の検討

保管資機材の整理や現時点では拠点にない資機材で、荷役作業をより効率的に行える資機材がある場合は、導入や調達に関する課題などの整理を行い検討すること。

7. 必要人員の検討

物資拠点において、従事する係の設定と必要人員を検討すること。その際は、職員の配置及び支援者の充当などを総合的に判断し行うこと。

(物資配送マニュアル作成)

第15条 「受託者」は、これまでの検討内容を対象施設ごとに物資配送マニュアルとして作成するものとする。

(成果とりまとめ)

第16条 「受注者」は、これまでの検討内容、協議資料の取りまとめを行い、業務報告書を作成するものとする。

第3章 成果品

第17条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 芸西村物資配送計画書電子データ (CD-R) | 一式 |
| 2. 芸西村物資配送マニュアル電子データ (CD-R) | 一式 |
| 3. 業務報告書 (A4版チューブファイル) | 一式 |
| 4. 芸西村物資配送計画書 (A4カラー印刷) | 20冊 |
| 5. その他発注者の指示するもの | 一式 |

以上